

第百四十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第六号

平成十年四月一日(水曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸見君 理事 小此木八郎君

理事 岸田 文雄君 理事 茂木 敏充君

理事 伊藤 達也君 理事 松本 龍君

理事 太田 昭宏君 理事 西川太一郎君

理事 甘利 明君 理事 大野 松茂君

理事 岡部 英男君 理事 奥田 幹生君

理事 木村 義雄君 理事 古賀 正浩君

理事 河本 三郎君 理事 桜田 義孝君

理事 竹本 直一君 理事 武部 勤君

理事 中島洋次郎君 理事 野田 実君

理事 松本 純君 理事 安住 淳君

理事 大島 章宏君 理事 北脇 保之君

理事 島津 尚純君 理事 原口 一博君

理事 渡辺 周君 理事 中野 清君

理事 宮地 正介君 理事 青山 丘君

理事 小池百合子君 理事 大森 猛君

理事 吉井 英勝君 理事 横光 克彦君

出席国務大臣 通商産業大臣 堀内 光雄君

出席政府委員 文部省学術国際 局長 雨宮 忠君

通商産業大臣官 房審議官 杉山 秀二君

通商産業省産業 政策局長 江崎 格君

特許庁長官 荒井 寿光君

委員外の出席者 商工委員会専門 員 野田浩一郎君

委員の異動

三月二十五日

辞任 遠藤 武彦君

補欠選任 木村 義雄君

同月二十六日 辞任 栗本慎一郎君

補欠選任 中島洋次郎君

同月三十一日 辞任 達増 拓也君

補欠選任 権藤 恒夫君

四月一日 辞任 小川 元君

補欠選任 松本 純君

新藤 義孝君 桜田 義孝君

山口 泰明君 大野 松茂君

川内 博史君 安住 淳君

鳥 聡君 北脇 保之君

同日 平田 米男君 坂口 力君

同日 辞任 大野 松茂君

補欠選任 山口 泰明君

桜田 義孝君 新藤 義孝君

松本 純君 小川 元君

安住 淳君 川内 博史君

北脇 保之君 鳥 聡君

三月三十日

大学等における技術に関する研究成果の民間事

業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出

第三七号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

三八号)

同月十九日

出版物再販制の廃止反対に関する請願(土井た

か子君紹介)(第七四三号)

同(石川要三君紹介)(第七七七号)

同(小澤潔君紹介)(第七九八号)

同(柏谷茂君紹介)(第七九九号)

同(中野正志君紹介)(第八〇〇号)

同(平沢勝栄君紹介)(第八〇一号)

同(左藤恵君紹介)(第八〇六号)

同(砂田圭佑君紹介)(第八〇七号)

同(八代英太君紹介)(第八〇八号)

同(与謝野馨君紹介)(第八〇九号)

同(小林興起君紹介)(第八五一号)

同(原健三郎君紹介)(第八五二号)

同(藤田スミ君紹介)(第八五三号)

同(柿澤弘治君紹介)(第八七六号)

同(阪上善秀君紹介)(第八七七号)

同(土肥隆一君紹介)(第八七八号)

同(山本孝史君紹介)(第八七九号)

中小商業の振興等に関する請願(吉井英勝君紹

介)(第七七八号)

同(小企業の緊急支援等に関する請願(北沢清功

君紹介)(第七七八号)

同日

レコード・音楽用CD等の再販制度維持に關す

る請願(今村雅弘君紹介)(第八九四号)

同(柿澤弘治君紹介)(第八九五号)

同(野中広務君紹介)(第八九六号)

同(村上誠一郎君紹介)(第八九七号)

同(小野晋也君紹介)(第八九八号)

同(武藤嘉文君紹介)(第八九九号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一〇二二号)

同(島村宜伸君紹介)(第一〇五九号)

出版物再販制の廃止反対に関する請願(鯨岡兵

輔君紹介)(第八九八号)

同(古川元久君紹介)(第八九九号)

同(余松正雄君紹介)(第九九〇号)

同(栗本慎一郎君紹介)(第九九一号)

同(東中光雄君紹介)(第九九二号)

同(福島豊君紹介)(第九九三号)

中小業者の仕事確保するための緊急対策に關

する請願(東中光雄君紹介)(第九九四号)

大型店出店規制に関する請願(東中光雄君紹

介)(第九九五号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

新たな消費者保護制度の確立に関する陳情書

(名古屋市中区三の丸三の二愛知県議会内

大見志朗)(第一六三三号)

中小企業への円滑な融資に関する陳情書(北海

道函館市東雲町四の二三函館市議会内石井満

道)(第一六四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

大学等における技術に関する研究成果の民間事

業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出

第三七号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

三八号)

○斉藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、大学等における技術に関する研究成

果の民間事業者への移転の促進に関する法律案及

び特許法等の一部を改正する法律案の両案を議題

といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取い

たします。堀内通商産業大臣。

大学等における技術に関する研究成果の民間事

業者への移転の促進に関する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

第一類第九号 商工委員会議録第六号 平成十年四月一日

〔本号末尾に掲載〕

○堀内内務大臣 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

大学等には我が国の研究資源の多くが集中しており、大きな潜在能力が存在しております。このため、大学等における技術に関する研究成果を民間事業者へ移転し、産業界において有効に活用を図ることは、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上にとつて極めて重要であり、喫緊の課題である経済構造改革の強力な推進に大きく寄与するものであります。また、こうした技術移転は、大学等にとつても産業界からの情報や資金の還流等を通じて研究活動の活性化が図られる点で有益であり、一層の推進が図られることが期待されております。

以上のような観点から、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための所要の措置を講ずるため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。  
第一に、大学における技術に関する研究成果を民間事業者に効率的に移転する特定大学技術移転事業を実施する者に対する政策的支援であります。具体的には、特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金からの助成金交付、債務保証等の措置を講ずることとしております。

第二に、大学における研究成果を活用する中小企業者への支援であります。特定大学技術移転事業を通じて大学における技術に関する研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例を講ずることとしております。

第三に、国の研究成果を民間事業者へ移転する事業者に対する支援であります。国立大学及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果に

ついて、国から特許権等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う認定事業者に対して、国から譲渡を受けた特許権等に係る特許料等の納付義務を免除し、国の研究成果の普及を促進することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

続いて、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国際的な大競争時代が到来する中で、我が国が経済の活力を維持していくためには、技術革新の進展を支え、新たな競争力の源泉を確保していくことが不可欠であります。そのためには、独創的技術開発の成果に対して十分な権利保護を、できる限り早期に、かつ簡便な手段で与え、成果の活用、新たな知的創造活動の促進を図ることが重要となつております。

本法律案は、かかる情勢を踏まえ、特許法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、早期保護の実現並びに出願人と権利者の利便性の向上及び負担の軽減を図るための所要の改正を行うものであります。  
なお、本件につきましては、昨年十二月に工業所有権審議会より特許法等の改正に関する答申が提出されておられ、本法律案はこの答申を踏まえた内容となつております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。  
第一は、特許権等の権利の保護の強化を図るため、損害賠償制度の見直し等を行うものであります。具体的には、侵害行為による権利者の損害について適正に補てんが行われるよう、損害賠償額の算定方式を見直し、賠償額の立証の容易化を行うとともに、侵害に対する抑止力を高めるため、法人により侵害が行われた場合の罰金の引き上げ等を行うものであります。

第二は、創造的デザインの保護の強化を図るた

め、意匠制度の見直しを行うものであります。近年の我が国におけるデザイン開発力の向上、特徴あるデザインによる製品差別化の流れに対応し、創造性の高いデザインについて、広くかつ強い権利保護を与えるべく、登録要件としての創作容易性水準の引き上げ、部分意匠の保護導入等の必要な改正を行うものであります。

第三は、いわゆるオンラインシステムによる手続を意匠、商標制度においても導入するものであります。従来、特許、実用新案制度において可能であったオンラインシステムによる手続を意匠、商標制度においても導入することにより、さらなる早期権利付与、出願人及び権利者の利便性の向上を図るものであります。

第四は、特許等の無効審判の審理を迅速化するため、請求理由の補正の範囲を適正化するものであります。具体的には、これまでは審判請求の理由の補正を無制限に認めていたものを、要旨を変更しない範囲に限って認めることとするものであります。

第五は、権利者の負担の軽減を図るため、特許料の引き下げを行うものであります。現行の特許料は、国際的に比較しても後年度の負担が重いものとなつておられますが、権利保有者にとつての負担を軽減する観点から、現在の料金の累進構造を見直し、十年目以降の特許料を平準化するものであります。

第六は、その他工業所有権に係る手続の利便性の向上、工業所有権の保護の適正化等を行うために必要な事項について、所要の改正を行うものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○斎藤委員長 これにて両案の説明は終わりました。  
次回は、来る三日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、こ

れにて散會いたします。  
午後零時十八分散會

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における研究活動の活性化を図り、もつて我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び學術の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ)における技術に関する研究成果(以下「特定研究成果」という)について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。  
2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。  
一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運

送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

（実施指針）  
第三条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への効率的な移転を促進するため、特定大学技術移転事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。

2 実施指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定大学技術移転事業の推進に関する基本的な方向
- 二 特定大学技術移転事業を実施する者の要件に関する事項
- 三 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法に関する事項

四 大学における学術研究の特性その他特定大学技術移転事業の実施に際し配慮すべき事項

3 文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画の承認）  
第四条 特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部大臣及び通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項
- 二 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法
- 三 特定大学技術移転事業の実施時期
- 四 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らして適切なるものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、その承認をするものとする。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公表するものとする。

（実施計画の変更等）  
第五条 前条第一項の承認を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該承認に係る実施計画を変更しようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

承認を受けた実施計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に係る特定大学技術移転事業を実施する者（以下「承認事業者」という。）が当該承認計画に従つて特定大学技術移転事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は第一項の承認に、同条第四項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

（産業基盤整備基金の行つ技術移転促進業務）  
第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
- 三 特定研究成果の民間事業者への移転に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（特定施設整備法の特例）  
第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中前項第一号の業務」とあるのは、「前項第一号の業務及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十条第一項及び大学等技術移転促進法第六条」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年

法律第五十九号）第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第六條第二号及び第三号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係る事項に關し、文部大臣に協議しなければならない。

（中小企業投資育成株式会社の特例）  
第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一十号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受け権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受け権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受け権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受け権付社債の保有は、中小企業投資

育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五号第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(学術の応用に関する研究についての配慮)  
第九条 文部大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要配慮をするものとする。

(大学と民間事業者との連携協力の円滑化等)  
第十条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、研究開発に關し、大学と民間事業者との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。

この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。  
2 文部大臣及び通商産業大臣は、民間事業者が特定研究成果を活用するために必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

(関連施策の推進)  
第十一条 通商産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割にかんがみ、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他の関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

(特許料の特例等)  
第十二条 国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の第二項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国の特許権若しくは特許を受ける権利又は国の特許権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究

成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。  
一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができ、技術的能力を有するものであること。  
二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。  
三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に關する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められていないものであること。

2 文部大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 文部大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

4 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。  
一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権  
二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権  
三 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における特許法第百七条第三項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学

等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に關する法律第十二条第二項の「認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。  
6 特許法第百九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

7 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における特許法第百九十五条第五項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に關する法律第十二条第二項の認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。  
8 工業所有権に關する手続等の特例に關する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

9 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における工業所有権に關する手続等の特例に關する法律第四十条第四項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に關する法律第十二条第二項の認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。

10 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第二項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百七条第三項」とあるのは「実用新案法第三十一条第三項」と、第六項中「特許法第百九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と読み替へるものとする。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国の特許権若しくは特許を受ける権利又は国の特許権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた

等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に關する法律第十二条第二項の「認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。  
6 特許法第百九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

(報告の徴収)  
第十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、承認事業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。  
2 文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。  
3 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則)  
第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。  
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条、第十三条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)  
第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)  
第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 第四十六号の次に次の一号を加える。  
四十六の二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行

(通商産業省設置法の一部改正)  
第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七号の次に次の一号を加える。  
二十七の四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行

に關すること。

理由

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転が、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学等における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、特定大学技術移転事業に対する産業基盤整備基金による債務保証及び助成金の交付、中小企業者に対する中小企業投資育成株式会社の特例、認定事業者に対する特許料の特例等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法の一部改正

第一条 特許法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十六條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十九條第五項中「又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は却下されたとき」を「若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第四十一條第二項中「並びに意匠法」を「意匠法」に改め、「第三十二條第二項」の下に「並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九條並びに第三十三條の二第一項及び第三十三條の三第一項(同法第六十八條第三項において準用する場合を含む)」を加える。

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により交換することができる通商産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

第四十四條第二項ただし書中「並びに第四十三條第一項及び第二項」を「及び第四十三條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合において第四十三條第二項(前条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第四十三條第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

第四十六條第五項中「第四十四條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第六十五條第一項中「通常」を削る。

第六十六條第五項に次のただし書を加える。  
ただし、個人の名譽又は生活の平穩を害すおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害すおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

第六十六條に次の一項を加える。  
第六 特許庁長官は、個人の名譽又は生活の平穩を害すおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、当該書類又は物件を提出しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第百條第二項中「含む」の下に「第百二條

第一項において同じ」を加える。  
第百二条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量の特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第百七条第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十二年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の特許料は、特許権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、

切り捨てる。  
第百三十一条第二項ただし書中「ただし、」の下に「第百二十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における」を加える。  
第百八十四条の五第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

第百八十四条の九第五項中「第百八十六条第一号」を「第百八十六条第一号」に、「及び第二号中」を「第二号、第六号及び第九号中」に改め、同条第六項中「第百八十六条第一号」を「第百八十六条第一号」に改める。  
第百八十四条の十第一項中「通常」を削る。  
第百八十六条第一号中「外国語要約書面」の下に「若しくは特許出願の審査に係る書類」を加え、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの  
四 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの  
第百八十六条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならぬ。

第百九十三条第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。」を加え、同項第九号中「確定判決」の下に「特許権の設定の登

録又は出願公開がされたものに限る。」を加える。  
第百九十五条第一項第四号から第七号までの規定中「第百八十六条」を「第百八十六条第一項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
第百九十六条第二項を削る。  
第百九十一条中「第百九十六条第一項、第百九十七条又は第百九十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百九十六条 一億五千万円以下の罰金刑  
二 第百九十七条又は第百九十八条 各本条の罰金刑  
（実用新案法の一部改正）  
第二条 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七条第四項中「特許出願が」の下に「放棄され、」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。  
第八条第二項中「並びに意匠法」を「意匠法」に改め、「第三十二条第二項」の下に「並びに商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。  
第十条第三項ただし書中「並びに第四十三条第一項及び第二項」を「及び第四十三條第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三條第二項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十三條第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいづれか遅い日まで」とする。  
第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二十九条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受

けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二十九条の三第一項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。  
第三十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権者が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。  
4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第三十七條第一項第二号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第四十八條の五第一項中第二号を削り、第二号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五十四條第一項第四号から第七号までの規定中「第八十六條」を「第八十八條第一項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

次に次の二項を加える。

4 実用新案権者又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権者又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。  
5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十六條第二項を削る。  
第六十一条中「第五十六條第一項、第五十七條又は第五十八條」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は八に對し、」を「に對して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六條 一億円以下の罰金刑  
二 第五十七條又は第五十八條 各本條の罰金刑

（意匠法の一部改正）  
第三條 意匠法昭和三十四年法律第百二十五号の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「物品」の下に「物品の部分を含む。第八條を除き、以下同じ。」を加え、「起させる」を「起こさせる」に改める。

第三條第二項中「において広く知られたる」を「又は外国において公然知られたる」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同條の次に次の一條を加える。  
第三條の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二條第三項又は第六十六條第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された

意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前條第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。  
第四條第一項及び第二項中「前條第一項第一号」を「第三條第一項第一号」に改める。  
第五條に次の一号を加える。  
三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠  
第六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同條第五項中「基いて」を「基づいて」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「付する」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とし、同條第八項中「現す」を「現す」に改め、同項を同條第七項とする。

第八條を次のように改める。  
（組物の意匠）  
第八條 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。  
第九條第三項中「取り下げられ、又は却下されたとき」を「放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第九條の二中「及び第三項」を削る。  
第十條を次のように改める。  
（関連意匠）  
第十條 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日（第十五條において準

用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百一十二年十月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月一日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同條A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）とその関連意匠の意匠登録出願の日と同日である場合に限り、第九條第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができる。  
3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九條第二項の規定は、適用しない。  
第十條の二第二項ただし書中「昭和三十四年法律第百二十一号」を削る。  
第十二條の前の見出しを削る。  
第十一條及び第十二條を次のように改める。  
第十一條及び第十二條 削除  
第十三條に見出しとして「（出願の変更）」を付し、同條第四項中「及び第十一條第二項」を削り、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。  
第十五條第一項中「、第四十三條」を「、第四十三條第一項から第四項まで」に改める。  
第十七條第一号中「第三條」の下に「、第三

条の二」を加え、「第八条第二項」を「第八条」に改め、「第十條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「みたしていいない」を「満たしていいない」に改める。

第二十條第三項第四号中「添附した」を「添付した」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の意匠権を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

第二十二條を次のように改める。

(関連意匠の意匠権の移転)  
第二十二條 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四條第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十七條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四條第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十八條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「第七十九條」とあるのは、「意匠法第二十九條若しくは第二十九條の二」と読み替えるものとする。

第二十九條の次に次の一條を加える。  
(先出願による通常実施権)  
第二十九條の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得し、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていゝる者又はその事業の準備をしていゝる者(前条に該当する者を除く)は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしていゝる意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしていゝる者又はその事業の準備をしていゝる者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三條第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

第三十九條第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項に

において「譲渡数量」という)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができ、

ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十二條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十三條第一項中「又は同条第二項の登録料」を削る。

第四十八條第一項第一号中「第三條」の下に「第三條の二」を加え、「第八條第二項」を削り、「第十條第一項」を「第十條第二項」に改める。

第四十九條第一項中「類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第六十三條第一号中「又は願書」を「願書」に改め、「見本」の下に「又は意匠登録出願の審査に係る書類」を加え、同条第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八條第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二條第四項に規定する営業秘密をいう)が記載された旨の申出があつたもの

五 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

第六十三條に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第六十六條第二項第二号中「確定審決」の下に「意匠権の設定の登録がされたものに限る。」を加え、同項第四号中「確定判決」の下に「意匠権の設定の登録がされたものに限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、第九條第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四條第一項の規定により秘密にするものを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間(秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間)の経過後遅滞なく掲載するものとする。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十七條第一項第五号から第八号までの規定中「第六十三條」を「第六十三條第一項」に改める。

第六十九條第二項を削る。

第七十四條中「第六十九條第一項、第七十條又は第七十一條」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同

八



条に次の各号を加える。

- 一 第六十九條 一億円以下の罰金刑
- 二 第七十條又は第七十一條 各本條の罰金刑

別表第一号中「類似意匠にあつては、八千五百円」を削り、同表第二号中「類似意匠にあつては、二千六百円」を削る。

第四條 意匠法の一部を次のように改正する。

第四十二條中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第六十七條中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(商標法の一部改正)  
第五條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

- 第十三條第一項中「特許法第四十三條」を「特

許法第四十三條第一項から第四項まで」に改める。

第十七條の二第二項中「第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項)」を「第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項)」に改める。

第十八條第四項に次のただし書を加える。

ただし、個人の名譽又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

第十八條に次の一項を加える。

5 特許庁長官は、個人の名譽又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のもを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第二十條の見出し中「更新登録」の下に「の申請」を加える。

第三十二條第一項中「第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項)」を「第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項)」に改める。

第三十八條第三項中「こゝを」を「超える」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「通常」を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなれば販売することができた商品の単位数量当た

りの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができ、

ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十條中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十一條の二第五項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第四十六條の二第二項中「無効にする旨」を「無効にすべき旨」に改める。

第五十五條の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六條の規定は、第四十四條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十條第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

第六十條の二中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項及び第

二項、第三百二十二條第三項、第五百四十四條、第五百五十五條第一項並びに第五百五十六條並びに第五百五十七條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第六十三條第一項中「第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項)」を「第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項)」に改める。

第六十五條の七第三項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第六十六條に次の一項を加える。

4 第二十條第四項の規定により商標権が消滅したもののみなされた場合において、第二十一條第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十條第三項に規定する更新登録の申請をすることができ、期間の経過後第二十一條第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第六十八條第四項中「同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四條の規定若しくは条約」を「同項第五号中「その登録商標が第四條第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつて」とあるときは「その商標登録が第六十四條の規定に違反することとなつたとき」に改める。

第六十八條の二中「審査」の下に「登録異議の申立てについての審理」を加える。

第七十一條の次に次の一條を加える。

(商標登録証等の交付)  
第七十一條の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

第七十二条ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については」を「次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十五条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの
- 二 個人の名譽又は生活の平穩を害するおそれがあるもの
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

第七十二条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号又は第二号に掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第七十六条第一項第六号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 商標登録証又は防護標準登録証の再交付を請求する者

第七十六条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が「自」の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七十七条第二項中「第五十一条の二（第二項各号）の下に」を「同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第八十三条中「第四十二条の八」の下に「第六十条の二（第一項及び）」を加える。

附則第十六条に次の一項を加える。

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実用新案法」の下に「、意匠法、商標法」を加え、同条第三項中「実用新案法」の下に「、意匠法又は商標法」を加え、「又は実用新案法」を「、実用新案法、意匠法（商標法において準用する場合を含む。）、又は商標法」に改める。

第五十五条第五項中「第五十五条第二項」の下に「、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十条第五項」を加える。

第六十条の見出しを「（電子情報処理組織による特定手続の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

第六条第二項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、同条第三項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項」を削る。

第七条第一項中「特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続」を「特定手続（政令で定める手続を除く。）」に、「当該手続に」を「その手続に」に改め、「であつて政令で定めるもの」及び「（通商産業省令で定めるものを除く。）」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める手続を除く。」に改める。

第八条第一項中「特定手続等」を「特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特定手続等」という。）」に、「前条第一項の政令で定める手続」を「特定手続（前条第一項の政令で定める手続を除く。）」に改め、その他の政令で定める事項を削る。

第十一条中「第六十六条第五項」の下に「又は商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条第三項中「第八十六条ただし書」を「第八十六条第一項ただし書及び第二項」に、「第六十二条ただし書及び商標法第七十二条ただし書」を「第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項」に改める。

第十三条中「又は実用新案法」を「、実用新案法」に改め、「実用新案公報」の下に「、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報」を加える。

第十四条第一項中「若しくは実用新案法第五十四条第一項から第三項まで」を「、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項若しくは商標法第七十六条第一項若しくは第二項」に改める。

第十八条第一号中「又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」を削る。

第二十六条中「若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」を削る。

第三十六条第一項中「その特許出願」を「その特許出願」に改め、「定めるもの」の下に「及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの」を加える。

第三十九条中「又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあり、及び「」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、若しくははこれらの法律に基づく命令」とあるのは「特許等関係法令」を「」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律に基づく命令」に改める。

第四十条第五項中「第九十五条第六項及び第七項」を「第九十五条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利（以下この項において「権利」という。）が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなればならない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十一条第五項中「又は実用新案登録」を「、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録」に改め、「第二条の五第二項」の下に、「意匠法第六十八條第二項、商標法第七十七條第二項又は同法附則第二十七條第二項」を加える。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第一条中特許法第七條の改正規定（同条第一項の表の改正規定に限る。）、第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六條第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第八條から第十二條までの規定公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 第一条中特許法第七條の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）、及び同法第九十五條の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二條中実用新案法第三十一條の改正規定及び同法第五十四條の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四條の規定、第五條中商標法第四十條、第四十一條の二第五項及び第六十五條の七第三項の改正規定並びに同法第七十六條の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條の改正規定並びに次条第三項、附則第三條第二項、第五條並びに第六條第二項の規定、附則第十四條中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八號）附則第十五條第二項の改正規定並びに附則第十八條の規定 平成十一年四月一日

第一類第九号 商工委員会議録第六号 平成十年四月一日

ら第七号までの改正規定を除く。）、第二條中実用新案法第三十一條の改正規定及び同法第五十四條の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四條の規定、第五條中商標法第四十條、第四十一條の二第五項及び第六十五條の七第三項の改正規定並びに同法第七十六條の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條の改正規定並びに次条第三項、附則第三條第二項、第五條並びに第六條第二項の規定、附則第十四條中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八號）附則第十五條第二項の改正規定並びに附則第十八條の規定 平成十一年四月一日

三 第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二條第二項及び第三項、第五條第五項、第十一條、第十三條、第十四條第一項、第十八條第一号、第二十六條、第三十九條並びに第四十一條第五項の改正規定 平成十一年一月一日

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、第二條の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第七十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前条第二号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料については、新特許法第七十七條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由に

ついては、なお従前の例による。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）  
第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願については、別段の定めがある場合を除き、その実用新案登録出願について査定若しくは審決が確定するまで、又は設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

2 附則第一條第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第二條の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第三十一條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願を除く。）又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その意匠登録出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であつてこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審については、第三條の規定による改正前の意匠法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由については、なお従前の例による。

（意匠法の改正に伴う経過措置）  
（第四条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一條第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第四條の規定による改正後の意匠法第四十二條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商標法の改正に伴う経過措置）  
第六条 第五條の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第五十六條第一項において準用する新特許法第三百三十一條第二項の規定は、この法律の施行後に請求される新商標法第四十六條第一項の審判に適用し、この法律の施行前に請求された第五條の規定による改正前の商標法第四十六條第一項の審判については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

- 2 附則第一條第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、新商標法第四十條第四項及び第五項（新商標法第四十一條の二第五項及び第六十五條の七第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第八条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和六十年旧特許法の一部改正）  
第九条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一號）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の特許法（以下「昭和六十年旧特許法」という。）の一部を次のように改正する。

第七十七條第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」

に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。  
(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十一条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第三条第三項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。  
(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十二年改正法」という。)附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(平成五年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号。以下「平成十年改正法」という。)の施行後に請求される旧実用新案法第三十七條第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十一條の項中「第三百三十一條から第三百三十三條まで」を「第三百三十二條、第三百三十三條」に改め、「第六百六十六條から第七百七十三條」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正後の特許法第三百三十一條」を加え、同表中

第十四条 商標法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。  
附則第八条第一項中「同号」を「同項第四号又は第五号」に改め、同条第三項を削る。  
附則第十四条中「第二十二條第一項第一号」を「第二十二條第一号」に改める。  
附則第十五条第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「割増登録料」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第五条の規定による改正後の商標法第四十條第四項から第六項まで」を加える。  
(弁理士法の一部改正)

第十五条 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第五条第二号中「第九十六條第一項、第九十七條」を「第九十六條乃至」に、「第五十六條第一項、第五十七條」を「第五十六條乃至」に、「第六十九條第一項、第七十條」を「第六十九條乃至」に改める。  
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

|               |      |      |   |
|---------------|------|------|---|
| 第五十六條第一項及び第二項 | 三十万円 | 三百万円 | を |
| 第五十六條第三項      | 前二項  | 前項   | を |
| 第六十條          | 五十万円 | 五十万円 | を |

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 第六十條  | 五十万円 | 五十万円 |
| 第六十一條 | 五十万円 | 五十万円 |

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條第一項若しくは第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六條第一項 一億円  
二 第五十六條第二項 第五十七條又は第五十八條 各本条の罰金刑

第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第七号中「第四十二條第一項若しくは第二項」を「第四十二條第一項」に改める。  
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に特許庁に保蔵している類似意匠の意匠登録出願に係る登録料の納付については、前条の規定による改正後の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第二条第一項第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第十八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第十八條第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

理由

最近における技術開発成果等の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処し、適切な工業所有権の保護の強化を行うとともに、工業所有権制度の国際的調和を図るため、損害額の算定方式の見直し、創造的デザインの保護強化等の権利保護の強化、電子手続の拡大等の早期保護の実現、特許料の引下げ等の出願人と権利者の利便性の向上及び負担の軽減等により特許その他の工業所有権制度全般にわたり改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成十年四月十日印刷

平成十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F